

学校配膳室の改修計画概要（共通仕様書）

〔計画コンセプト〕

本改修計画概要は「要求水準素案 II - 11 学校配膳室改修業務」をコンセプトとして計画している。その概略は以下とする。

1. 既存学校配膳室の嵩上げ床と階段を廃し、床をフラットにして廊下と接続することで、実効面積の増加とバリアフリー化を図る。
2. 廊下との間仕切壁を改造して出入口開口を広げ、生徒利用時の混雑解消及び安全性の向上を図る。
3. 各部の仕上げは市の標準仕様に準拠するが、牛乳・デザート保冷庫、パン棚、シンカー層付き作業台等をプラン上適切に配置することで、生徒利用時の円滑な動線を確保する。

〔全校共通仕様〕

1. 外部プラットホームの床レベルは学校配膳室内と同一とし、段差を無くしてコンテナの搬入に支障が無いようにする。その際、プラットホームと地盤面（犬走り部分）との差については、必要により足洗場側に階段を設けて昇降し易くすること。
2. 改修する搬入口シャッターは床面に接する座板をゴム付とするなど止水対策を施すことで砂塵、埃等の侵入にも配慮する。
3. 換気扇（風量：5回/H以上）及び照明器具は市の標準図どおり設置する。ただし、照明器具は照度330lx以上のLED型とする。
4. 事業者の提案によりガスを使用しない場合は、ガス栓に必要な処置を施すこと。
5. 既存のコンセント位置を延長する場合はモールで覆うこととし、安全上、床面を経路としない。また、延長タップ等は使用しない。
6. 配送車両の学校内経路は基本的に現状のとおりとし、新たな経路が必要な場合は学校と協議を行う。また、新たな経路は基本的にアスファルト舗装とし、その範囲は協議の上決定する。なお、単独建屋の建替えを行う学校は、本建屋周辺の舗装復旧を行う。

[単独建屋共通仕様]

1. 建替える学校配膳室の床レベルは、接続する廊下と同一、もしくは直近の校舎内廊下と同一とし、低い床レベルの渡り廊下等とはスロープ床により接続する。
2. 建屋の屋根、外壁及び床は、十分な耐久性と共に、パンや米飯を含む食品の衛生管理上適切な断熱性能を有するものとする。
3. 外壁には窓(内はずし式)を適宜設置して採光及び換気に配慮すると共に、網戸を設置する。
4. 校舎等と接続する通路部分は屋外となるので、床は排水及び防滑処理を行う。バリアフリー法、条例等に留意し、スロープ床は勾配に応じて手摺を設置する。
5. 外部プラットフォームには水栓柱付きの足洗場を設けること。
6. 本建屋は、機能及び避難において既存部分から独立した計画とする。建築基準法上の既存不適格建築物の増築とはせず、「別棟」として計画し、関係法令を遵守して事業者の責任において必要な関係官公庁等との事前協議を行うこと。
7. 校舎等との接続において、本建屋は建築基準法上の「別棟」として扱うことから、通路部分は通路の用途としてのみ供する部分とし、屋根は校舎等と接続しない。雨の降込みは、付け庇を既存側に新設し、そのオーバーラップにて雨除けとする。
8. 上記の庇とのオーバーラップは、消防法の「消防用設備等の設置単位」の解説を参照とし、消防法などの関係法令・条例等上も「別棟」として扱うこと。
9. 本計画は既存の建替えによる増築工事として延べ床面積が増加することから、既存校舎等への「延焼の恐れのある部分」が発生し、窓サッシ等は防火設備への改造の必要性が生じる場合がある。したがって、棟間の離隔距離に注意して計画すること。
10. 警備システムを既存で設置している学校については、設置した業者と協議するとともに、工事後に事業者の責任において復旧すること。
11. 建替え工事に際し、支障となる隣接したプレハブ倉庫や自転車置場等は、市と協議の上で解体、移設もしくは現状復旧すること。その際の費用については事業者負担とする

[留意事項]

1. 本改修プランは計画案であり、図中の数値は事業者の提案によることができる。ただし、配置計画及び平面計画は、学校及び建築審査課等の関係部署との協議結果であることから遵守することが望ましい。
2. 本改修プランを変更することにより生じる費用、協議時間や工事期間の増加に係るリスクは事業者が負担する。
3. 設計施工業務の各種許認可や申請等に際しての関係各法令及び基準の確認は、事業者の責任において事前協議を行うこと。
4. 対象校によって、増築は確認申請と共に建築許可申請が必要（用途地域による）となる場合がある。
5. 対象校によっては既存校舎の改造に際し、外壁の撤去などの場合は事業者の責任において耐震診断と申請が必要となる。
6. 工事期間は学校の夏期休業期間中を基本とし、事業者は現実的な工程計画を提案すること。やむを得ず夏期休業期間中の工期が不可能である場合は1学期に前倒しし、その計画を提示すること。
7. 工事期間を前倒しとすることで給食提供に支障が生じる際は、仮の配膳スペースを確保する。その際は具体的方法について市及び学校と協議し、仮設等に伴う費用については事業者の負担とする。
8. 設備類、カーテン及び窓面格子等を設置している学校については、学校の要望に応じて既存と同様に復旧すること。
9. 改修工事に際し支障となる既存の配線設備や地下埋設配管等は、移設などの処理について市と協議し、事業者の責任において現状復旧すること。
10. 改修校については床レベルが低くなり、既存サッシの位置が高くなることから開閉及び施錠方法について学校と協議し、事業者の責任において改造を行うこと。
11. パン棚については取出しの際の接触により、ささくれ、木片の落下を留意し設計を行うこと。